

小山市育児休業代替任期付職員登録試験案内

育児休業を取得する職員の代替として勤務する「育児休業代替任期付職員(*)」を募集します。

* 育児休業代替任期付職員とは

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、任期の定めのない常勤職員から育児休業の請求があった場合、その請求期間を限度とした任期を定めて、育児休業を取得する職員の代替として採用する職員です。勤務条件(勤務時間、休暇、服務、分限等)については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

受付期間:4月22日(月)午前9時から5月10日(金)午後5時まで

1. 職種・職務内容・登録予定人数

職種	募集人員	勤務場所	職務内容
一般事務	若干名	小山市役所 本庁舎	庶務経理等の内部事務 窓口対応や電話相談業務等の一般行政事務等

2. 受験資格

- ・学校教育法等に基づく高等学校卒業以上の学力を有すると認められる者
- ・パソコンの基本操作ができる者(業務上、ワード・エクセルの基本的操作ができること)
- ・普通自動車免許を有する者(AT限定可)

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1)日本の国籍を有しない者
- (2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3)小山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4)日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験日程・会場及び合否発表

第1次試験(書類審査)

方法	合否発表
申込書の内容を審査し合否を判定します。	5月中旬 受験者へ合否をメールで通知します。

第2次試験(個別面接)

日時・場所	合否発表
5月20日(月) 小山市役所本庁舎 (第1次試験合格者へ詳細をメールで通知します。)	6月下旬 受験者へ合否通知を郵送します。

4. 勤務条件等

(1) 任期

職員が2年間育休を取得する場合					
職員	勤務(産休含む)	育児休業(2年間)	復帰		
任期付職員		育児休業(2年間)			
	採用		退職		

※任用予定期間終了後、再度任用する可能性があります。

※育児休業の期間が短縮されることにより、任期が短縮される可能性があります。

(2) 給与

一般職の常勤職員として「小山市職員の給与に関する条例」及び「小山市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」に基づき決定します。なお、職務の級は1級とします。

参考) 4年制大学卒 月額202,000円程度

(3) 諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外手当等が小山市職員の給与に関する条例に基づき支給されます。

(4) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、原則として月曜日から金曜日までの週38時間45分勤務となります。必要に応じて超過勤務もあります。

(5) 休暇

採用月に応じて年次有給休暇が付与されます(年度で最大20日)。

その他として特別休暇(結婚・忌引等)があります。

(6) 服務等について

基本的に常勤職員と同様になります。ただし、育児休業を取得することはできません。

5. 試験申込方法

<p>申込方法</p>	<p>・オンライン申込</p> <p>※ 申込みの際には、必ず小山市職員課のウェブサイトに掲載している「オンライン申込方法」を一読し、確認しながら手続きを行ってください。</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和6年 4月22日(月)午前9時 ~ 5月10日(金)午後5時まで (上記期間内24時間申込可能です) 市ホームページ 職員採用⇒ </p> <p>※ 申込締切直前は、サーバーが混み合うことなどにより申込みに時間がかかる場合がありますので、早めに申込手続きを行ってください。</p> <p>5月10日(金)午後5時までに本登録が完了していない場合は、受験することができません。</p> <p>※ 受付期間中は、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※ 上記のほか、使用される機器や通信回線上の障害等による申込みの遅延等には一切の責任を負いませんので、ご注意ください。</p>
<p>事前準備</p>	<p>◆パソコンまたはスマートフォン ※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。 <推奨環境について> Google Chrome、Internet Explorer、Microsoft Edge最新版 ※ JavaScript が使用できる設定であること。 ※PDFを閲覧できる環境が必要です。</p> <p>◆本人のメールアドレス ※「city.oyama.tochigi.jp」、「bsmrt.biz」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。</p> <p>◆本人の顔写真(証明写真)のデータ ※ 最近6ヶ月以内に撮影したもので上半身・正面向き・無帽で本人と確認できるものとします。 ※ 登録可能なファイル形式は、画像(JPEG/JPG)のみです。 ※ 登録可能なファイルサイズは、75ピクセル×100ピクセル 360ピクセル×480ピクセルで、ファイル容量は最大2MBです。</p> <p>◆受験票を印刷するためのプリンタ ※コンビニエンスストアのプリントサービス利用可。</p>
<p>申込手順</p> <p>※事前登録と本登録の2段階方式</p>	<p>① 小山市ホームページの職員採用ページ「小山市育児休業代替任期付職員登録試験」内にある申込みサイト(外部リンク)へ接続し、メールアドレス等を「事前登録」し、個人IDとパスワードを取得してください。</p> <p>※ 個人IDとパスワードは、受験申込み、受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。</p> <p>② 事前登録完了メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページから受験者情報等を「本登録」してください。</p> <p>③ 本登録完了メールを受信し、申込完了となります。なお、本登録後24時間を経過しても完了メールが届かない場合は、必ず小山市職員課にお問い合わせください。 (TEL:0285-22-9362)(土・日及び祝日を除く平日の8時30分から17時15分まで)</p> <p>※ 申込内容に不備等がある場合、小山市職員課から電話または電子メールで問い合わせをすることがあります。</p>

申込みの際の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込事項に不正があると職員として任用される資格を失います。 ・ 職歴については、直近の職歴順に入力してください。(自営業、農業従事、在家庭の期間、短期間のアルバイト等も記入してください。) ・ 資格免許欄には、取得見込みの資格についても入力してください。 ・ 試験申込に含まれる個人情報、小山市職員採用試験の資料としての目的以外には使用しません。なお、受験に際し提出された書類等は返却しません。
------------	--

※受験の際に提出された書類はお返しできません。

※受験に際して市が収集する個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。

ただし、会計年度任用職員としての採用連絡を除きます。

※身体の障害等のため受験上の配慮を必要とする方は、必ず申込時に電話等で相談してください。

※本試験は小山市職員(任期の定めのない)採用等とは無関係であり、その他の職員採用の際に優先されるものではありません。

6. 合格から採用・登録まで

- (1)最終合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、職員の育児休業の状況に応じて採用されます。
名簿の登載期間は3年間です。
- (2)職員の育児休業取得状況によっては、名簿に登載されても採用されない場合があります。
- (3)採用にあたっては、原則として名簿に登載されている順に採用の諾否を確認し、応諾後各種書類の提出などの手続きを別途依頼します。
- (4)受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、合格を取り消し、採用候補者名簿から抹消します。
- (5)任期が満了した場合でも、名簿登載期間中であれば、再度任期付職員として勤務をお願いする場合があります。

7. 問い合わせ先

〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号
小山市役所 総務部 職員課 職員係
TEL:0285-22-9362

